

○経済産業省令第五号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(書面の記載事項等)</p> <p>第十三条 法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 〇十 「略」</p> <p>2 法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電子メールを送信する方法であつて、一般消費者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(書面の記載事項)</p> <p>第十三条 法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 〇十 「略」</p> <p>〔新設〕</p>

二 液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子
計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に
備えられたファイルに記録された法第十四条
第一項各号に掲げる事項又は当該各項に掲げ
る事項に該当するものの変更の内容（以下こ
の条において「契約締結時交付事項等」とい
う。）を電気通信回線を通じて一般消費者等
の閲覧に供する方法（一般消費者等が当該フ
ァイルの記録を出力することによる書面を作
成することができない場合にあつては、当該
ファイルに記録された契約締結時交付事項等
を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧
に供する方法であつて、当該ファイルに記録

された契約締結時交付事項等を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法

3 液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第一項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項等を提供した場合においても、相手方からの求めがあったときは、その者に対し、契約締結時交付事項等を記載した書面を交付しなければならない。

〔新設〕

（一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の二 令第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第十三条第二項各号に掲げる方法のうち、
液化石油ガス販売事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の三 令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の

〔新設〕

〔新設〕

技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、液化石油ガス販売事業者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

(委託契約に係る記載事項等)

第二十八条 法第二十八条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 〓三 「略」

2 法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

(委託契約に係る記載事項)

第二十八条 法第二十八条第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 〓三 「略」

〔新設〕

イ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十八条第一項に掲げる事項（以下「契約事項」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項を

記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに契約事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 保安業務の委託契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができものであること。

二 ファイルに記録された契約事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができ措置を講じていること。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、

〔新設〕

〔新設〕

保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子
計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子
計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処
理組織をいう。

(保安業務の委託契約の相手方に対して示すべ
き電磁的方法の種類及び内容)

第二十八条の二 令第五条第三項において準用す
る同条第一項の規定により示すべき電磁的方法
の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第二項各号に掲げる方法のうち、保安
業務の委託契約の当事者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

〔新設〕

(委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十八条の三 令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線

〔新設〕

を通じて送信し、受信者の使用に係る電子
計算機に備えられたファイルに記録する方
法

ロ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルに記録
された法第二十八条第二項の承諾に関する
事項を電気通信回線を通じて当該契約の相
手方の閲覧に供し、当該契約の当事者の使
用に係る電子計算機に備えられたファイル
に当該承諾に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他
の記録媒体をもって調整するファイルに当該
承諾に関する事項を記録したものを交付する

方法。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。